《ひろぎんアプリ利用規定》

ひろぎんアプリ利用規定（以下「本規定」といいます。）は、お客さまが株式会社広島銀行（以下「当行」といいます。）が提供するアプリケーション「ひろぎんアプリ」（以下「本アプリ」といいます。）を利用する場合に適用します。本アプリを利用する場合、お客さまは本規定のほか、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解・同意したうえで、自らの判断と責任において本アプリを利用するものとします。

１．本アプリの内容および利用

（１）本アプリは、お客さまがスマートフォンにダウンロードしたうえでこれを起動することにより、当行所定のサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するためのアプリケーションです。本サービスの主な内容は以下の通りです。

（詳細はhttps://www.hirogin.co.jp/service/use/apps/の通り）

①普通預金、投資信託およびひろぎんアプリ専用貯蓄預金の口座開設機能

②口座残高等の照会機能

③本人口座間の資金振替機能

④ひろぎんポイントサービスの照会・ポイント交換機能

⑤家族口座照会機能

⑥ことら送金機能

⑦その他機能

ことら送金機能を追記

（２）本サービスの利用対象者は、当行所定の条件を満たす個人のお客さまに限るものとします。

（３）本アプリを利用できるスマートフォンは、当行所定の機種に限られます。なお所定の端末であっても、利用状況によっては、正常に動作せず、利用できない場合があります。

（４）本アプリの利用およびダウンロードの際は、本アプリを利用するために必要な所定のサーバーへ接続します。

（５）本アプリの利用は無料ですが、本アプリの利用およびダウンロード（バージョンアップ等に伴う再ダウンロードを含みます。以下本項において同じ。）にかかる通信料等はお客さまのご負担となります。

（６）お客さまが本アプリをダウンロードし、利用した時点をもって本規定に無条件に同意したものとします。

（７）ご利用時間は、当行所定の時間内とします。またシステム等の障害が発生した場合や、メンテナンスが必要な場合には、当行はお客さまに予告なく本アプリのサービス提供を一時停止もしくは中止する場合があります。

２．本アプリ利用時の本人認証について

ことら送金機能を追記

（１）前述「１．本アプリの内容および利用」のサービスのうち、②口座残高等の照会機能、③本人口座間の資金振替機能、④ひろぎんポイントサービスの照会・ポイント交換機能、⑤家族口座照会機能および⑥ことら送金機能をご利用の際は、当行口座を本アプリにご登録いただく必要があります。その際はスマートフォンにより当行に伝達いただく所定事項を当行が確認し、当行が事前に保有している登録口座に関する情報の一致をもって、ご利用者を本人とみなし、本人からの正当なお申込みとして口座登録を行います。

端末固定となる旨を追記

（２）⑥ことら送金機能をご利用の際は、前項とは別に当行所定の方法にて利用端末を登録いただく

必要があります。なお、利用端末の登録は1つのアカウントにつき1端末に限るものとし、登録された端末以外からはことら送金機能をご利用いただけません。当行は、スマートフォンにより当行に伝達いただく所定事項を当行が確認し、当行が事前に保有している情報の一致をもって、ご利用者を本人とみなします。また、登録された端末からの利用については、ご利用者本人による利用とみなします。利用端末を変更する場合は、当行所定の方法により利用端末の再登録を行うものとします。

（３）本アプリのご利用時にあたっては、スマートフォンよりメールアドレスやパスワードおよびパスコード（以下、アカウント情報）を設定いただく必要があります。設定後、本アプリをご利用の際には、スマートフォンより入力いただくアカウント情報と、あらかじめ設定いただいたアカウント情報の一致をもって、ご利用者を本人とみなし、本人からの正当なご利用意思として本アプリのサービスを提供します。

３．登録情報の削除について

（１）お客さまは、本アプリの所定の方法によりアカウントをご自身で削除することができます。

①アカウントを削除された場合、アプリにご登録の口座情報や入力情報（画像やメモ情報等）、その他設定を含む全てのデータが削除されます。

②本アプリ上で開設したひろぎんアプリ専用貯蓄預金も自動解約となりますが、それによって生じた損害については、当行は一切その責任を負いません。

③ポイントサービスは退会され、ポイントが失効となりますが、それによって生じた損害については、当行は一切その責任を負いません。（手数料優遇サービスは退会になりません）

④家族口座照会サービスに登録の被照会口座情報（メモ情報を含む）が削除されます。（照会者も口座情報の照会ができなくなります）

⑤ことら送金履歴や着金履歴等全てのデータが削除されます。

ことら送金機能に関連する情報が削除される旨を追記

（２）お客さまは、本アプリの所定の方法により登録口座を削除することができます。

①登録口座を削除された場合、アプリへの入力情報（画像やメモ情報等）、その他設定を含む全てのデータが削除されます。

②本アプリ上で開設したひろぎんアプリ専用貯蓄預金が紐づく口座の場合、ひろぎんアプリ専用貯蓄預金も自動解約となりますが、それによって生じた損害については、当行は一切その責任を負いません。

③登録口座を全て削除する場合、ポイントサービスは退会され、ポイントが失効となりますが、それによって生じた損害については、当行は一切その責任を負いません。（手数料優遇サービスは退会になりません）

④家族口座照会サービスに被照会口座もしくは被照会者が指定した照会者口座として登録している場合、口座情報（メモ情報を含む）が削除されます。（照会者も口座情報の照会ができなくなります）

⑤ことら送金機能に設定した登録口座の場合、ことら送金履歴や着金履歴等全てのデータが削除され、利用端末の登録も解除されます。

ことら送金機能に関連する情報が削除される旨を追記

４．本アプリの権利帰属、利用範囲等

（１） 本アプリの著作権その他の各知的財産権は当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。

（２）お客さまは、個人で利用する目的のため、かつ本サービスの利用に限り、本アプリを利用することができます。個人的利用を越えて、営利目的および第三者の権利を侵害する等の目的のた

めに利用することはできません。

（３）当行は、お客さまによる本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。

（４）当行から請求があった場合、お客さまはすみやかに本アプリをアンインストールまたは削除するものとします。

５．本アプリの内容変更等

（１）当行は、本アプリまたは本サービスの内容の全部または一部を適宜変更または改良（以下「アップグレード」といいます。）できるものとします。但し、当行はアップグレードの義務を負うものではなく、事前の予告なく本アプリの提供、利用を中止することがあります。

（２）前項により本アプリをアップグレードした場合、またはお客さまのスマートフォンの設定その他のご利用環境の変更により、お客さまにおいて本アプリの再ダウンロードが必要となる場合があります。その際、お客さまのスマートフォンの設定その他のご利用環境によっては、本アプリがご利用できなくなる場合がありますが、これによるお客さまの不利益や損害については当行は責任を負いません。

（３）当行は、お客さまが本アプリを当行所定の期間利用しなかった場合（ログイン・口座登録を行ってから当行所定の期間利用しなかった場合を含む）、メンテナンスやセキュリティ保持等の観点から本アプリ内の情報や本アプリを通じて登録した口座情報を事前に通知することなく削除することがありますが、これによって生じた損害については、当行は一切その責任を負いません。

６．当行の免責事項

（１）当行は、本アプリを現状有姿にてお客さまに提供するものであり、本アプリの機能、性能および内容についての正確性、信頼性、安全性および第三者の権利を侵害していないこと等につき、明示的にも、黙示的にも保証するものではありません。

（２）本サービスのご利用に関して、本アプリの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）、スマートフォンに与える影響およびお客さまが本アプリを正常に利用できないことにより直接的または間接的を問わず生じた一切の不利益について、当行に故意または重過失がある場合を除き、当行は一切その責任を負いません。

（３）当行は、前述「２．本アプリの利用時の本人認証について」の方法で本人認証を行い、本アプリのサービス提供に応じた場合、当該サービスの提供によって生じた一切の効果はお客さまに帰属するものとし、これによって生じた損害については、当行に故意または重過失がある場合を除き、当行は一切その責任を負いません。

また、アカウント情報が他の第三者に使用されたこと<u>および本アプリをインストールした携帯端末機器の紛失もしくは盗難により</u>お客さまが被る被害についても、<u>当行に故意または重過失がある場合を除き、</u>当行は一切その責任を負いません。

<u>ただし、損害の発生が盗取または詐取されたアカウント情報、携帯電話番号その他本人認証に用いられる情報を用いて行われた第三者の故意による不正送金等に起因する場合は、お客さまは後述「８．不正な送金等について」に定める補てんの請求を申出ることができるものとします。</u>

（４）前項のほか、以下の事由により、本アプリまたは本サービスが利用できなかった場合には、これによって生じた損害については、当行に故意または重過失がある場

「不正な送金等について」の新設に伴い、文言を追記

責任を負いません。

①災害・事変、裁判所等公的機関の措置等、やむをえない事由があったとき。

②当行または金融機関等の共同利用システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。

③コンピューターウイルスによる損害が発生したとき。

④当行が必要と判断したシステムメンテナンスを実施するとき。

⑤本アプリを日本国外に持ち出したとき。（本アプリを搭載するスマートフォンの日本国外への持出しにともなう場合を含む。）

⑥当行以外の第三者の責めに帰すべき事由によるとき。

文言を追記

7．利用者の義務および責任

（1）お客さまが本規定に違反したこと、または第三者の権利を侵害したこと、その他お客さまの責めに起因して第三者から受けたクレーム・請求等については、お客さまの責任において解決するものとします。

（2）お客さまが本規定に違反し、これにより当行または第三者に損害が発生した場合、お客さまがこれを賠償する責めを負います。

（3）本アプリの利用にあたり、虚偽の申告又は届出等を行う行為等、他人へのなりすまし行為、およびアカウント情報の貸与、譲渡等を行ってはなりません。

（4）本アプリをインストールしたスマートフォンや設定したアカウント情報等を第三者に盗まれたり知られたりしないよう、お客さま自身の責任において厳重に管理するものとします。

（5）本アプリをインストールした携帯端末機器を用いて第三者が本サービスを利用しないよう、当該携帯端末機器をお客さま自身の責任において厳重に管理するものとします。なお、当該携帯端末機器を変更または処分する場合には、必ず本アプリを削除するものとします。

（6）お客さまは、本アプリをインストールした携帯端末機器を紛失した場合その他当該端末を第三者が利用するおそれが生じたときは、直ちに当該携帯端末機器に係る通信会社等に連絡し、第三者の使用を防止するために必要な措置をとるものとします。

携帯端末機器の変更・処分・紛失等があった場合の対応方法を追記

8．不正な送金等について

（1）不正な送金等とは、本アプリを利用した第三者による不正な資金移動取引をいいます。

（2）不正な送金等については、以下のすべてに該当する場合、お客さまは当行に対して後述に定める補てん対象額の請求を申出ることができます。

①アカウント情報、携帯電話番号その他本人認証に用いられる情報の盗取または詐取、携帯端末機器の紛失もしくは盗難等、第三者による不正な送金等に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。

②前述「7．利用者の義務および責任」に記載されているアカウント情報および携帯端末機器の管理について適切な取り扱いがなされていること。

③当行の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること。

④当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗取、詐取にあったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、当行の調査に協力していること。

（3）（2）の申出がなされた場合、お客さまが無過失である場合、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事由があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事由が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた

本アプリの不正な送金等の金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を限度として補てんするものとします。なお、お客さまが無過失と認められない場合にも、お客さまに故意または重過失がない場合は一部を補てんすることがあります。

（４）本項（２）（３）は、当行への通知が、アカウント情報、携帯電話番号その他本人認証に用いられる情報の盗取または詐取が行われた日（当該盗取または詐取が行われた日が明らかでないときは、当該アカウント情報、携帯電話番号その他本人認証に用いられる情報を用いて行われた不正な送金等が最初に行われた日）から2年を経過する日後に行われた場合には適用されないものとします。

（５）不正な送金等が行われたことについて当行が善意無過失であり、以下のいずれかに該当する場合には、当行は補てんを行いません。

①お客さまに故意もしくは過失または法令違反がある場合。

（お客さまに過失ありとなりうる事例）

・当行が複数回にわたり、個別的・具体的に注意喚起していたにも関わらず、注意喚起された手口によりアカウント情報、携帯電話番号その他本人認証に用いられる情報を入力してしまった場合。

・警察や銀行等を騙る者に対し、アカウント情報、携帯電話番号その他本人認証に用いられる情報を回答してしまった場合。その他、正当な理由もなく、他人に教えてしまった場合。

・アカウント情報、携帯電話番号その他本人認証に用いられる情報を手帳等にメモしていたり、携帯端末機器のメモ情報やパソコン、インターネット上のデータ保管サービス（電子メールボックス、クラウドサービス、ブラウザのパスワード保存機能等）に保存していた場合。

・携帯電話番号が第三者により不正に利用された場合。

・身に覚えのない預金残高の変動、ウイルス感染等により、不正な送金が行われる可能性を認識、または認識し得たにも関わらず、当行への通知を行われていない場合。

②お客さまが加担した不正な送金等による損害の場合。

③お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の家族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合。

④警察に被害届を出さない場合。

⑤当行による被害調査または警察による捜査に対して協力しない場合。

⑥天変地異、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われた損害の場合。

⑦お客さまの携帯端末機器の故障、誤操作、誤使用による場合。

⑧お客さまが、被害状況についての当行に対する説明あるいは当行に提出した書類に関し、重要な事項についての虚偽が含まれていた場合。

（６）当行が本条に基づき補償を行う場合、当行から関係機関に当行の保有するお客さまの情報を提供することがあります。お客さまが当該情報の提供に同意しない場合は、補償を受けることができません。

（７）当行が本項（３）に定める補てんを行う場合は、不正な送金等の支払原資となった預金（以下、「対象預金」といいます。）について、お客さまに払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度額において、本項（２）に基づく補てんに応じることはできません。また、お客さまが、当該不正な送金等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

（８）当行が本項（３）に定める補てんを行った場合、当該補てんを行った金額の限度において、対

象預金にかかる権利は消滅します。

（９）当行が本項（３）により補てんを行った場合、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取または詐取されたアカウント情報、携帯電話番号その他本人認証に用いられる情報により不正な送金等を行った者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得できるものとします。

「不正な送金等について」を新設し、補てんの対象となる場合および対象外となる場合に関する内容を追加

９．個人情報の取得・利用について

本アプリの利用に際し、当行は以下のお客さまの個人情報を取得する場合があります。取得した個人情報については、「個人情報のお取り扱いについて」に定める利用目的のために利用するものとします。

①本アプリにご入力いただくことで直接ご提供いただく情報（口座開設申込時の本人確認資料の写真画像を含む）

②本アプリが利用者の端末等から自動的に取得する情報（端末情報、位置情報等）

③Google Analyticsを利用して取得する情報（アクセスログ等）

当行は、本アプリを含むお客さまのWeb上での利用状況を把握し、よりよいサービスの提供に生かすためGoogle Analyticsを使用し、本サービスの利用状況を収集します。ただし、収集する情報に個人を特定する情報は含まれず、また収集された情報はGoogle社のプライバシーポリシー（www.google.com/intl/ja/policies/privacy/partners/）に基づき管理されます。

１０．電子メールの配信について

（１）本アプリの利用に際し、アカウント情報の設定および本規定への同意をいただいたお客さまを対象に以下の内容を電子メールで提供します。なお、本配信は無料（通信料等はお客さま負担）とします。

①バージョンアップやメンテナンス情報等、本アプリに関する重要な内容のお知らせの配信

②「商品・サービスに関する情報」の配信

③「当行からのお知らせ情報等」の配信

（２）前項②、③の配信については、以下のいずれかの方法で配信停止することができます。ただし、前項①については、本アプリに関する重要なお知らせとして配信停止のご依頼有無にかかわらず配信いたします。

（ｉ）電子メール本文中に記載の配信停止ページからの配信停止

（ii）本アプリのメニューからの配信停止

（３）①本配信は、インターネット電子メールアドレス、または携帯電話メールアドレスに提供します。携帯電話メールアドレスへの配信は、メール本文に制限を設ける場合やコンテンツの不具合等が発生するおそれがありますのでご了承ください。

②メールアドレスに変更があった場合、本アプリの所定の方法により、メールアドレスを変更いただく必要があります。変更を怠ったことにより当行からの通知が不到達となった場合、当該通知は通常到達すべき時に到達したとみなされることに同意するものとし、これによって生じた損害については、当行は一切その責任を負いません。

③配信停止やメールアドレスの変更については、お客さまの登録時期と当行の登録データ更新時期によっては、次回の配信メールまでに登録内容が反映されない場合がありますのでご了承ください。

（４）本配信については、お客さまへの通知なしに内容の変更や中止を行うことがあります。
（５）お客さま宛てに電子メールを配信した際に、メールアドレスの誤登録、削除などの理由により一定回数以上エラーとなった場合には、当行の判断にて、お客さまへの通知なしに本配信を停止させていただきます。
（６）当行から配信した電子メールの内容を無断転送あるいは二次利用することは禁止します。なお、これにより当行が受ける不利益に対する責任およびその他発生する不利益等については、全て無断転送や二次利用をしたお客さまにあるものとします。
（７）本配信メールへの「返信メール」によるお問い合わせ等は受付けません。電子メール本文中に記載の照会先へ直接お尋ねください。
（８）①当行が電子メールを配信した際に発生したコンテンツの不具合等やこれによって生じた損害について、当行は一切その責任を負いません。
②利用環境により、配信したメール本文およびコンテンツ内容等に不具合等が生じても、当行は一切その責任を負わないものとします。また、この場合の再配信も行いません。
③本配信で行う各種情報の随時配信は、お客さまに情報提供を行うものであり、案内した商品等について契約締結を約束するものではありません。

１１．反社会的勢力の排除
（１）お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約することとします。
①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
（２）お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して、脅迫的な言動（自己が前項に定めるものである旨を伝えることを含みますが、これに限定されません。）をし、または暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
⑤その他前各号に準ずる行為
（３） 当行は、お客さまが前二項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく本サービスの利用停止を含めた必要措置を講じることができるものとします。

（４） 当行は、前項の規定により必要措置を講じた場合、かかる必要措置によってお客さまに生じた損害、損失及び費用を補償する責任を負わないものとします。

アカウント情報の盗用等によりアプリが利用できない場合の対応方法を追記

１２．本サービスの中止または廃止等

（１）本サービスは当行の事情により、いつでも中止または廃止できるものとします。この場合は、当行は内容をホームページへ掲載する等、当行所定の方法により告知します。

（２）お客さまがアカウント情報の盗用その他の事由により本アプリを利用できなくなった場合は、お客さまからの申し出に基づき、当行所定の方法により本人確認を行ったうえで、ことら送金設定口座の解除、対象口座に係ることら送金の入出金停止その他当行が必要と認める措置を講じるものとします。

１３．本規定の変更または改廃

（１）本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他の相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

１４．準拠法・管轄

本サービスに基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店を所管する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

（2017年 9 月 5 日制定）
（2019年 2 月12 日改正）
（2020年 3 月15 日改正）
（2021年 5 月13 日改正）
（2022年 3 月 7 日改正）
（2022年 8 月22 日改正）
（2024年 4 月15 日改正）
（2024年 10月30 日改正）
（2026年 5 月12 日改正）
（2026年 11月19 日改正）

《ことら送金サービス利用規定》

ことら送金サービスの利用に際しては、ひろぎんアプリ利用規定に加え、以下の規定を適用します。

１.ことら送金サービス

ことら送金サービスとは、利用者の端末機（高機能携帯端末と呼ばれるインターネットに接続及び閲覧可能な当行所定のＯＳ及びブラウザを備えた端末（スマートフォン及びタブレット端末等）を含みます。）にインストールされた当行所定のアプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用して、利用者の指定する預金口座（以下「送金指定口座」といいます。）から利用者の指定する送金資金を引き落としのうえ、利用者の指定するアカウント（当行の国内本支店の預金口座又は当行の承認する他の金融機関の国内本支店の預金口座若しくは他の金融機関若しくは資金移動業者が為替取引に係るサービスを提供するために利用者ごとに開設されるアカウント（以下「資金移動アカウント」といいます。）をいいます。以下同じです。）に対して、国内円での送金（以下、かかる送金を「ことら送金」といいます。）を行うサービスをいいます。なお、他のアカウントから利用者の指定する預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）に対して国内円での送金が行われる場合において、当行が当該送金に係る資金を入金指定口座に入金する行為も本サービスに含まれるものとします。

２.対象取引等

（１）ことら送金サービスは、次に掲げる要件を全て満たすアカウント（送金指定口座及び入金指定口座を含みます。）間の送金のみを対象とするものとします。

① 個人が開設したアカウントであること

② 国内居住者のアカウントであること

③ アカウントが預金口座の場合は、普通預金、貯蓄預金及び当座預金のいずれかであること

（２）ことら送金サービスの１回当たりの送金上限額は 10 万円とします。

（３）第１項の規定にかかわらず、ことら送金サービスのうち、「特定用途送金」に関する事項については、以下のご留意事項に定めるとおりとします。

特定用途送金に関するご留意事項：https://www.cotra.ne.jp/manual/tokutei_ryuui.pdf

※特定用途送金の概要につきましては、株式会社ことらのウェブサイトをご参照ください。

３．ことら送金の依頼

（１）ことら送金の依頼を行う場合は、当行が定める方法及び操作手順に従ってください。

（２）預金口座宛てのことら送金の依頼を行う場合は、アプリ上において、次に掲げる事項を正確に入力してください。

① 送金先の金融機関、店舗名、預金種目及び口座番号、又はあらかじめ口座番号に代替するものとして登録された電話番号若しくは電子メールアドレス

② 送金額

③ アカウント名義人名

④ その他当行所定の事項

（３）資金移動アカウント宛てのことら送金の依頼を行う場合は、アプリ上において、次に掲げる事項を正確に入力してください。

① 送金先の金融機関又は資金移動業者及びバリューID その他アカウントを特定するための必要な事項（以下「バリューID 等」といいます。）又はあらかじめバリューID 等に代替するものとして登録された電話番号若しくは電子メールアドレス（以下、前項第１号及び本号に規定する電話番号若しくは電子メールアドレスを総称して「アカウント代替符号」といいます。）

② 送金額

③ アカウント名義人名

④ その他当行所定の事項

（４）前二項に基づく入力によりアプリ上に受取人（送金先であるアカウントの保有者をいいます。以下同じです。）の名称が表示されますので、当該受取人の名称及びアカウント代替符号（アカウント代替符号を入力する場合に限ります。）に誤りがないかを事前に確認のうえ、ことら送金の依頼を行ってください。

（５）前三項に定めることら送金の依頼内容について、アプリへの誤入力があったとしても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

４．契約の成立

（１）ことら送金に係る契約は、当行がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して送金資金を送金指定口座から引き落としたときに成立するものとします。

（２）前項によりことら送金に係る契約が成立した場合、当行は、ことら送金の依頼内容をアプリ上に表示するものとし、かかるアプリ上の表示とは別に、当該依頼内容の明細を記載した受付書等の書面の発行はいたしません。

５．送金指図の発信

（１）ことら送金に係る契約が成立した場合、当行は、ことら送金の依頼内容に基づいて、依頼日当日（事務の都合上依頼日の翌日となる場合もあります。）に、送金先の金融機関又は資金移動業者宛てに送金指図を発信します。

（２）当行が前項に基づく送金指図を発信しても、送金先の金融機関若しくは資金移動業者又は受取人の口座状況等により、入金が発信日の翌日以降となる場合があります。

（３）当行が第１項に基づく送金指図を発信したものの、送金先の金融機関若しくは資金移動業者又は受取人が入金を拒否し、送金先の金融機関又は資金移動業者から送金資金が返金された場合は、当該送金資金を送金指定口座にお戻しいたします。

６．メッセージ機能

アカウント代替符号を入力のうえことら送金の依頼を行う場合、当該送金の依頼とともに受取人に対して当行所定の方法によりメッセージを送ることができます。ただし、送金先の金融機関又は資金移動業者における登録状況によっては、受取人がメッセージを受け取ることができない場合があります。

７．利用停止

（１）第 3 条に基づくことら送金の依頼の手続において、アプリ上に受取人の名称が表示されたにもかかわらず、当行所定の回数を超えてことら送金の依頼を行わない場合は、ことら送金サービスの利用を停止することがあります。

（２）前項のほか、第 3 条に基づくことら送金の依頼の手続において、当行所定の回数を超えて当行所定の項目の入力を誤った場合は、ことら送金サービスの利用を停止することがあります。

（３）前二項に基づいて停止したことら送金サービスの利用を再開するには、当行所定の手続を行う必要があります。

８．取引内容の照会等

（１）ことら送金の依頼を行ったにもかかわらず、受取人のアカウントに送金資金の入金が行われていない場合は、速やかに当行に照会してください。この場合、送金先の金融機関又は資金移動業者に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。

（２）当行が発信した送金指図について送金先の金融機関又は資金移動業者から照会があった場合は、依頼内容について照会することがあります。この場合、当行からの照会に対して速やかに回答するものとし、相当の期間内に回答がなかった場合又は不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

９．契約成立後の取扱い

ことら送金に係る契約が成立した後は、ことら送金の依頼内容を変更すること又は依頼を取りやめることはできません。この場合は、受取人との間で協議してください。

10. 通知・照会の連絡先

（１）ことら送金サービスについて利用者に通知又は照会をする場合は、送金指定口座又は入金指定口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。

（２）前項の場合において、連絡先の届出不備、誤入力又は電話の不通等によって通知・照会することができなくても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

11. 入金指定口座への入金

（１）利用者は、アプリ上において、入金指定口座に係るアカウント代替符号をあらかじめ登録することができます。この場合、当行は、アカウント代替符号を指定する方法によって行われる入金指定口座への入金を受け付けるものとします。

（２）アカウント代替符号を指定する方法によって行われる入金指定口座への入金を受け付ける場合であって、当該入金に伴って利用者宛てのメッセージを受信した場合は、当行は、当該メッセージを当行所定の方法により表示するものとします。

（３）預金規定等関連する取引規定においては、他のアカウントから入金指定口座に入金された資金は、為替による振込金と同様にお取り扱いします。

12. 利用時間

ことら送金サービスの利用時間は、当行が定める利用時間内としますが、送金先又は送金元の金融機関又は資金移動業者の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用ができない場合があります。

13. 不正利用の調査等

（１）当行は、ことら送金サービスの不正利用の調査及び検知のため、利用者の情報（アカウントの開設又はアカウント代替符号の登録時に取得した利用者の情報を含みます。以下本条において同じです。）を、業務上必要な範囲で、他の金融機関及び資金移動業者並びにこれらの利用者に対して提供する場合があります。

（２）当行は、ことら送金サービスの不正利用の調査及び検知のため、利用者の情報（他の金融機関及び資金移動業者の利用者の情報を含みます。）を、業務上必要な範囲で利用する場合があります。

14. 免責規定等

次の各号の事由によってことら送金サービスの利用ができない場合であっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき

② 当行又は金融機関若しくは資金移動業者の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき

③ 当行以外の金融機関又は資金移動業者の責に帰すべき事由があったとき

15. 譲渡、質入れの禁止

ことら送金サービスに基づく利用者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

16. 預金規定等の適用

送金資金等を当行に開設された預金口座から振替えてことら送金の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定等により取扱います。

17. 規定の変更

本規定の各条項その他の条件は、民法 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定の方法により変更内容を周知することにより、変更できるものとします。この変更は、周知の際に規定する適用開始時から適用されるものとします。

（2026年 11月19 日制定）